

長野県の“ネーミングライツ” よくある質問

令和7年4月
長野県総務部財産活用課

Q1 ネーミングライツ（命名権）とは何ですか？

長野県の所有する施設などの名称に、社名や商品名などの愛称を付けることができる権利です。

命名権の利用は施設側の経営における一つの手法として海外では定着しています。日本でも2003年に味の素スタジアム（旧名称：東京スタジアム）が公共施設で初の事例として導入されてから、全国の自治体に取り組みが広がっています。

本県の導入実績は下表のとおりです。ネーミングライツ・パートナー様のご支援により施設の愛称は多くの皆様に親しまれています。

施設の愛称	ネーミングライツ・パートナー様	施設名
ホクト文化ホール	ホクト 株式会社	長野県県民文化会館
キッセイ文化ホール	キッセイ薬品工業 株式会社	長野県松本文化会館
八十二森のまなびや ～ecology Bank82 戸隠森林館～	株式会社 八十二銀行	森林学習館
長野県薬剤師会 薬草の森りんどう ～菅平薬草栽培試験地～	一般社団法人 長野県薬剤師会	長野県菅平薬草栽培試験地
前田製作所前横断歩道橋	株式会社 前田製作所	歩道橋（長野市御幣川横断歩道橋）
ミニミニ前横断歩道橋	株式会社 チンタイバンク	歩道橋（長野市布施高田横断歩道橋）
安土倍組デザイナーズガーデン前横断歩道橋	株式会社安土倍組	歩道橋（佐久市石神第一横断歩道橋）
サンプロ アルウィン （英表記:sunPRO ALWIN）	株式会社 サンプロ	松本平広域公園 総合球技場
成城学園ふるさとの森	学校法人成城学園	入山辺県有林（一部）

Q2 県が導入する目的・必要性は何ですか？

平成24年3月に策定した『長野県行政・財政改革方針』において、歳入確保策として積極的に取り組むこととしています。県としましては、財政が大変厳しい折、自主財源の確保のために重要な方策の一部と考えています。

また、ネーミングライツ・パートナー様にご支援いただき、施設の魅力を高めることで、施設利用者の満足度向上を図ります。その結果として、施設の知名度も上がり、ネーミングライツ・パートナー様のメリットも高まるような好循環を築きたいと考えています。

Q 3 県ではいつからネーミングライツ・パートナーの募集をしていますか？

施設特定型は平成 20 年 10 月に初回の募集を実施、提案募集型は平成 24 年 2 月に初回の募集を実施しました。以降毎年募集を実施しており、平成 25 年度からは年 2 回の募集を行っています。

Q 4 ネーミングライツ・パートナーにとってのメリットは何ですか？

- ・メディア等への露出による、企業・商品の広告宣伝効果
- ・スポーツや文化振興などを通じた地域貢献
- ・施設利用者との接点の確保
- ・社員様の士気向上の手段

などが考えられます。その他、施設の無償使用などのネーミングライツ・パートナー特典を付与させていただきます。

Q 5 どのような施設に導入するのですか？

県が設置している公の施設で、施設の設置目的や規模、利用者数等を勘案し、対象施設を決定します。

- ① 不特定多数の県民が利用し、広告効果が見込まれる施設
- ② 当該施設の設置目的から、利用者の増加や施設の有効活用が期待される施設

Q 6 ネーミングライツにより付与する愛称はどんなものでもよいのですか？

企業名、商品名などを冠している等、県民に親しまれ、かつ施設の設置目的にふさわしい名称（愛称）としてください。施設特定型の場合は、愛称の一部に用いる字句を指定している施設があります。

また、歩道橋の場合は企業名を入れた名称の標示が、当該歩道橋の「位置を示す情報」として適当と認められることが必要です。

なお、愛称は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

Q 7 ネーミングライツ・パートナーの選定方法はどうなるのですか？

施設ごとに選定委員会を設置して優先交渉者※を決定します。

主な審査項目は企業の状況（経営の安定性、社会貢献の実績、法令遵守等）、愛称（親しみやすさ、施設イメージとの整合等）、応募条件（応募金額、期間）で、応募企業が 1 社の場合でも選定委員会を開催し、審査を行います。

なお、審査の結果、優先交渉者を選定しないこともあります。

※優先交渉者：応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ県も有利な条件で協定を締結することができるものとして、他の応募者に優先して県が協定に係る交渉をする者をいいます。

Q 8 ネーミングライツ・パートナーの応募資格は何ですか？

法人又は法人により構成されたグループを応募資格とします。

詳細は、ネーミングライツ・パートナー応募資格要綱を定めていますので、[こちら](#)をご覧ください。

なお、応募にあたっては広告代理店を通じての提出も可能ですが、県から広告代理店あてに手数料等係る経費の一切についてお支払いはできません。

Q 8 複数企業が同じ金額、期間で応募した場合、企業を選定することが企業に優劣を付けることになりませんか？

住民の地域活動への貢献、県民の親しみ等の選定基準に基づいて、ネーミングライツ・パートナーに、よりふさわしい企業を総合的に選定するもので、企業に優劣を付けるものではありません。

なお、優先交渉者に決定した企業を除き、応募企業名等の情報は非公表とさせていただきます。

Q 9 新愛称はいつから使用できますか？

新愛称の使用開始時期は、ご応募の半年後以降を目途にしています。

ただし、選定委員会の状況、協定に向けた交渉の経過により新愛称使用開始の時期が遅れることがありますので、ご了承ください。

Q10 “提案募集型”はどのような制度ですか？

地域貢献に参加いただく選択の幅を広げることを目的に、施設を特定したネーミングライツに加え、施設の選定や提供いただく対価、ご希望の特典など皆様のニーズに合った貢献のあり方をご提案いただく“提案募集型”を設けました。

施設例として、長野県が所有する歩道橋（屋外広告物条例に基づき、応募要件や表示できる内容に一定の要件がありますので、詳細は最寄りの建設事務所にお問い合わせください。）、野球場、河川施設（ダム等）などを想定しています。

また、提案募集型の場合、ネーミングライツの対価は金銭に限らず、利用可能な製品等の提供や役務（サービス）の提供なども対象とします。

その他にも、施設内の一部・一室のみでも対象になる場合がありますので、「この施設は対象になるの？」といったアイデアがありましたら、是非ご相談ください。

Q11 応募する企業がない場合どうするのですか？

ホームページへ掲載するほか、様々な機会をとらえてPRに努めます。また、制度等の説明にもお伺いさせていただきますので、財産活用課（Tel.026-235-7083）までお気軽にお問い合わせください。

なお、募集機会を毎年度2回程度設け、募集条件等を適宜見直したうえで、再公募を行う予定です。

Q12 命名権料（希望金額）の算定方法はどのようなものですか？

他の自治体の類似施設等の状況、施設の利用者数、メディアへの露出状況、経済情勢等を勘案し、募集機会ごとに決定します。

なお、提示額は県としての希望額であり、これを下回る応募も可能です。ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

Q13 公共施設を一企業の広告に使うことの是非は？

ネーミングライツは、県財政が大変厳しい折、自主財源を少しでも確保して、施設利用者へのサービスの維持・向上を図るために導入するものです。

また、ネーミングライツ・パートナー様には、ネーミングライツ料の支出等を通じて施設の設置目的（文化芸術振興、スポーツ振興等）に貢献いただきます。

Q14 協定期間毎に名称が変わることによる混乱はありませんか？

協定期間は原則として3年以上とし、できるだけ長期となるように努めます。

また、協定期間の終了に際しては、ネーミングライツ・パートナー様の希望により優先的に協定更新できるものとし、名称が頻繁に変更されないよう努めます。

なお、名称を変更する場合には、新名称の周知に努めるとともに、新名称が定着するまでの間は旧名称を併記するなどの配慮を行います。

Q15 ネーミングライツ・パートナーに次回の優先交渉権があるのはなぜですか？

次の理由から、ネーミングライツの導入に当たっては、ネーミングライツ・パートナー様と長期のパートナーシップを築くことが望ましいと考えています。

- ・ 施設利用者の利便から、施設名称が頻繁に変更されないことが望ましい。
- ・ 施設名称の変更は、施設表示等の変更を伴い、経費を要する。

なお、協定の更新に当たっては、応募時の提出書類に準じた書類を確認するなど適正な協定となることを担保します。

Q16 看板等の表示の変更はどうなりますか？

施設名称の変更に伴う看板等の表示変更については、これに係る費用をネーミングライツ・パートナー様にご負担いただくこととし、次のように取り扱います。

- ① 建築物の表示を含む施設敷地内の表示について、新名称に変更をする。
- ② 敷地外の表示については、次のように取り扱う。
 - ・ 道路占用許可を受けて設置した施設案内（114-A 系）及び道路管理者が設置した道路案内（108 系）については、手続きをとって変更する。
 - ・ 道路管理者が設置した信号標識（114 の 2-A 系）の変更については、道路管理者からの地元地区の意見聴取及び警察への協議が必要となることから、ネーミングライツ・パートナー様の変更を希望する場合には、関係者と協議をし、変更が可能か検討をする。

また、条例で定める施設の名称の改正は行いません。

Q17 募集期間外でも質問・相談は受け付けていますか？

募集期間外であっても、ご質問・ご相談は随時受け付けています。

また、応募期間内にご応募が難しいなどのご事情がある場合も、財産活用課までお気軽にご相談ください。

（問い合わせ先）

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県総務部財産活用課財産企画係 ネーミングライツ担当

電話：026-232-0111（代表）（内線：2215）

026-235-7083（直通）

FAX：026-235-7474

電子メール：zaikatsu@pref.nagano.lg.jp